

6. 業務の背景

モンゴルでは、人口開発・社会保障省が社会保障行政を一元的に所管するとともに、人口開発・社会保障省の下に設置された社会保険庁が、実施機関として、5つの社会保険（老齢年金保険、短期給付保険、失業保険、健康保険、労働災害保険）を管轄している。社会保険庁は、21県9区すべてに地方社会保険事務所を有し、すべてのソム（村）に職員を配置する約1500名の職員を抱える組織である（2013年時点）。

モンゴルの年金制度は、1942年の社会保障局の設立、1958年の年金法の成立を経て、明文化された。当初の共産主義体制の下では、労働者は平等に年金制度に加入しており、退職後は一律の年金が支給されていた。現在は、被用者は強制加入、自営業者や遊牧民等は任意加入とする年金制度が運営されるとともに、1959年12月31日以前に生まれた者と1960年1月1日以降に生まれた者に、異なる年金算定方式が適用されている。このような現在の年金制度の枠組みは、1994年及び1999年の年金制度改革を経て成立したが、次のような課題が指摘されている。

制度面の課題として、年金給付水準の適正化、老齢保険年金と老齢福祉年金との給付調整、年金基金の運用の在り方の検討等が、運営面の課題として、社会保険庁職員の体系的な研修制度の構築、遊牧民等のインフォーマルセクターの加入促進、年金記録の整備、国民向け広報手段の改善等が挙げられている。

これらの課題が相互に関連する中、モンゴル政府は、日本に対して、社会保険セクターにおける関係職員の能力向上等を内容とする技術協力を要請した。同要請を受け、JICAは2015年6月及び9月に詳細計画策定調査団を派遣し、協力の枠組みについてカウンターパート（以下「C/P」という）となる人口開発・社会保障省、社会保険庁と協議し、2015年12月に「社会保険実施能力強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）実施に係る討議議事録（R/D）を締結した。

本プロジェクトの本格開始は、長期専門家が赴任する予定の2016年4月末を予定しているが、今般、本プロジェクトの実施のためのモンゴル側の準備の一環として、社会保険庁のイニシアティブにより、2016年3月に同庁の全地方社会保険事務所のインスペクター（約400名）を集めた職員研修を実施することとなり、JICAに対して、日本の年金制度に関する講義を行う講師の派遣が要請された。

7. 業務の内容

本業務は、モンゴル社会保険庁とJICAが主催する、全地方社会保険事務所のインスペクター（約400名）を集めて開催する、年金制度に関する職員研修に際し、別途JICAより派遣される予定の年金分野の有識者（年金制度・枠組みを専門とする有識者の予定）とともに、日本の年金制度に関する講義を行う（本業務従事者による講義のテーマ案：年金制度の周知・普及啓発、年金制度実務の内容、年金制度実務実施機関の役割、等）。また、モンゴル側関係者との質疑応答、意見交換を通じて、今後同国における年金制度の実施・適用拡大において、有益となる日本の知見の抽出を行い、プロジェクトに対して今後の重点協力内容の提案を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2016年3月中旬）

- ①プロジェクト関係資料（基礎情報収集・確認調査報告、詳細計画策定調査報告等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ②JICA本部、JICA事務所と相談し、別途JICAが派遣する予定の有識者との役割分担を勘案の上、年金制度に関するインスペクター向け職員研修の講義内容を確定する。
- ③研修での発表内容を準備する。
- ④今後モンゴルにおける年金制度の実施・適用拡大において有益となる日本の知見の抽出を行うための、質問・確認事項を準備する。
- ⑤現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（和文、英文）に取りまとめ、JICA本部に提出する。

（2）現地派遣期間（2016年3月中旬～2016年3月下旬）

- ①ワークプランに基づき、JICA事務所と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。

- ②年金制度に関するインスペクター向け職員研修において担当分野について講義する。
- ③同研修において日本の制度についての質疑応答、追加情報提供依頼等があった場合には、JICAが別途派遣する予定の有識者と協力しつつ、対応する。
- ④人口開発・社会保障省、社会保険庁本部、地方社会保険事務所をはじめとするプロジェクト関係者と、今後モンゴルにおける年金制度の実施・適用拡大において有益となる日本の知見について情報・意見交換を行う。
- ⑤現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICA事務所に提出する。

(3) 帰国後整理期間（2016年3月下旬～2016年4月上旬）

- ①専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（英文4部：監督職員、JICA事務所、C/P機関、関係機関）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書（英文4部：監督職員、JICA事務所、C/P機関、関係機関）
記載項目は以下のとおり。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部）
記載項目は以下のとおり。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
 - ③業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④今後モンゴルにおける年金制度の実施・適用拡大において有益となる日本の知見
 - ⑤プロジェクトを実施する上での重点協力分野に関する提言
 - ⑥その他
 研修で使用した資料等があれば参考資料として添付すること。
 体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください。）。航空経路は、成田⇒ソウル⇒ウランバートル⇒ソウル⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ①現地業務日程
本業務従事者の現地派遣期間は2016年3月16日～3月26日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。
 - ②現地での業務体制

本業務に係るプロジェクトには長期専門家は派遣されていませんが、現地にて、別途JICAより派遣される予定の年金制度に関する有識者（年金制度・枠組みを専門とする有識者の予定）と部分的に合流頂く予定です。有識者との連携・役割分担の方法については、プロジェクト担当部門より追ってご連絡します。

なお、インスペクター向け職員研修の会場手配や資料印刷等のロジ業務は、費用負担も含め、モンゴル側機関及びJICA事務所にて行う予定です。

③便宜供与内容

JICA事務所または/及びC/P機関による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
あり
- オ) 現地日程のアレンジ
あり
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
ファイナル・レポート (http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12185591.pdf)
- ②本業務に関する以下の資料は当機構人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム（TEL:03-5226-8352）にて配布します。
プロジェクト概要

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAモンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上